

# 規 則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第24号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第2項、第8条第3項、第10条第3項、第12条第2項、第14条第2項、<u>第16条第3項</u>、第18条第3項、第20条第3項、<u>第22条第2項</u>及び<u>第23条並びに別表第1から別表第9までの規定</u>に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第6条第2項、第8条第3項、第10条第3項、第12条第2項、第14条第2項、<u>第16条第2項</u>、第18条第3項、第20条第3項、<u>第22条第3項</u>、<u>第24条第2項及び第25条並びに別表第1から別表第10までの規定</u>に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
	<p>(共同生活介護の基準)</p>
	<p>第8条 <u>条例に定めるもののほか、共同生活介護に係る指定基準は、別表第6のとおりとする。</u></p>
<p>(自立訓練の基準)</p> <p>第8条 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準は、<u>別表第6の中欄のとおりとする。</u></p> <p>2 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第6の右欄のとおりとする。</u></p> <p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第6</u>サービスの提供の項の右欄第1号から第5号までに掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(自立訓練の基準)</p> <p>第9条 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準は、<u>別表第7の中欄のとおりとする。</u></p> <p>2 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第7の右欄のとおりとする。</u></p> <p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第7</u>サービスの提供の項の右欄第1号から第5号までに掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2)～(5) 略</p>
<p>(就労移行支援の基準)</p> <p>第9条 条例に定めるもののほか、就労移行支援に係る最低基準は、<u>別表第7の中欄のとおりとする。</u></p> <p>2 条例に定めるもののほか、就労移行支援に係る指定基準は、<u>別表第7の右欄のとおりとする。</u></p>	<p>(就労移行支援の基準)</p> <p>第10条 条例に定めるもののほか、就労移行支援に係る最低基準は、<u>別表第8の中欄のとおりとする。</u></p> <p>2 条例に定めるもののほか、就労移行支援に係る指定基準は、<u>別表第8の右欄のとおりとする。</u></p>

(経過措置)

第2条 平成27年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第9サービスの提供の項第35号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

(1)～(4) 略

2 前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用させる事業所に対する別表第9従業者の配置の項第1号(2)の規定の適用については、その数に2分の1を乗じて得た数を利用者の数とみなす。

別表第3（第5条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 略 2 前号(2)から(4)までに掲げる従業者の総数は、サービスの単位ごとに、常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上とすること。 (1) (2)に掲げる利用者以外の利用者の数を、次の算式により算定した <u>平均障害支援区分</u> が4未満の場合は6で、 <u>平均障害支援区分</u> が4以上5未満の場合は5で、 <u>平均障害支援区分</u> が5以上の場合は3で、それぞれ除した数 $\{(2 \times \text{障害支援区分が区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{障害支援区分が区分3に該当する利用者$	

(経過措置)

第2条 平成27年3月31日までの間、障害程度区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第6サービスの提供の項第18号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。

(1)～(4) 略

2 前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用させる事業所に対する別表第6従業者の配置の項第1号(2)の規定の適用については、その数に2分の1を乗じて得た数を利用者の数とみなす。

別表第3（第5条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 略 2 前号(2)から(4)までに掲げる従業者の総数は、サービスの単位ごとに、常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上とすること。 (1) (2)に掲げる利用者以外の利用者の数を、次の算式により算定した <u>平均障害程度区分</u> が4未満の場合は6で、 <u>平均障害程度区分</u> が4以上5未満の場合は5で、 <u>平均障害程度区分</u> が5以上の場合は3で、それぞれ除した数 $\{(2 \times \text{障害程度区分が区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{障害程度区分が区分3に該当する利用者$	

<p>間帯については、短期入所の利用者がこれらのサービスの利用者であるとした場合に法29条第1項又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けるために必要とされる人数としなければならない。</p>
3 略
略

<p>を提供する時間帯については、短期入所の利用者がこれらのサービスの利用者であるとした場合に法29条第1項又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けるために必要とされる人数としなければならない。</p>
3 略
略

別表第5（第7条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに、居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、<u>就労継続支援及び共同生活援助</u>を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な従業者を置くとともに、サービス提供責任者を1人以上置くこと。</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、<u>就労継続支援及び共同生活援助</u>を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な設備を有すること。</p>
略	

別表第5（第7条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに、居宅介護等、生活介護、短期入所、<u>共同生活介護</u>、自立訓練、就労移行支援及び<u>就労継続支援</u>を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な従業者を置くとともに、サービス提供責任者を1人以上置くこと。</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>居宅介護等、生活介護、短期入所、<u>共同生活介護</u>、自立訓練、就労移行支援及び<u>就労継続支援</u>を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な設備を有すること。</p>
略	

別表第6（第8条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 世話人 常勤換算をして利用者の数を6で除した数以上</p> <p>(2) 生活支援員 常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上</p> <p>ア 障害程度区分が区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ 障害程度区分が区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ 障害程度区分が区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ 障害程度区分が区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(3) サービス管理責任者 利用者の数が30人以下の場合にあっては1人以上、利用者の数が30人を超える場合にあっては利用者</p>

	<p>又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>6 利用者が入居し、又は退居するときは、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告すること。</p> <p>7 サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力すること。</p> <p>8 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめること。</p> <p>9 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>10 支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行うこと。</p>
個別支援計画	<p>別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>
サービスの提供	<p>1 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>2 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>3 利用者等から費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その用途及び額並びに費用を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。ただし、次号及び第5号に規定するサービスに係る費用の徴収については、この限りでない。</p> <p>4 介護給付費が支払われるサービスに対する</p>

利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。

- 12 入居前の体験的なサービスの利用を希望する者に対してサービスの提供を行う場合には、個別支援計画に基づき、当該利用者がサービスの利用を円滑に継続できるよう配慮するとともに、他の利用者の処遇に支障がないようにすること。
- 13 懇切丁寧にサービスを提供することを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 14 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。
  - (1) 他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
  - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
  - (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう生活介護を行う事業者等との連絡調整を行うこと。
  - (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 15 利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。
- 16 利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うこと。
- 17 調理、洗濯その他の家事等は、利用者と同業者が共同で行うよう努めること。
- 18 事業所においては、利用者の負担により、従業者以外の者による介護又は家事等を利用させないこと。
- 19 利用者について、生活介護を行う事業所等との連絡調整及び余暇活動の支援に努めること。

のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

32 サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。また、広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしないうこと。

33 他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。

34 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

35 事業の運営に当たっては、地域住民による自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。

36 サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

37 利用者の使用する設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。

38 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

記 1 次に掲げる記録を整備すること。  
録 (1) 条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録  
の (2) サービスの提供の項第36号の規定による市町村への通知に係る記録  
作 2 条例別表第6記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。  
成  
及  
び  
保  
存

<p>いて事業を行う事業所にあつては、 10人以上)</p> <p>2 略</p> <p>3 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合は、 条例別表第6設備の項第2号に規定する設備の一部を設けないことができること。また、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、訓練・作業室を設けないことができること。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 宿泊型自立訓練を行う事業所は、条例別表第6設備の項第2号に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えること。</p> <p>9～12 略</p>	<p>いて事業を行う事業所にあつては、 10人以上)</p> <p>2 略</p> <p>3 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合は、 条例別表第7設備の項第2号に規定する設備の一部を設けないことができること。また、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、訓練・作業室を設けないことができること。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 宿泊型自立訓練を行う事業所は、条例別表第7設備の項第2号に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えること。</p> <p>9～12 略</p>																								
略																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">記 録</td> <td style="width: 30%;">1 略</td> <td style="width: 40%;">1 条例別表第6サービスの提供の項の右欄第1号の記録は5年間保存すること。</td> </tr> <tr> <td>作成及び保存</td> <td>2 条例別表第6記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略</td> <td>2 略</td> </tr> </table>	記 録	1 略	1 条例別表第6サービスの提供の項の右欄第1号の記録は5年間保存すること。	作成及び保存	2 条例別表第6記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	2 略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">記 録</td> <td style="width: 30%;">1 略</td> <td style="width: 40%;">1 条例別表第7サービスの提供の項の右欄第1号の記録は5年間保存すること。</td> </tr> <tr> <td>作成及び保存</td> <td>2 条例別表第7記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略</td> <td>2 略</td> </tr> </table>	記 録	1 略	1 条例別表第7サービスの提供の項の右欄第1号の記録は5年間保存すること。	作成及び保存	2 条例別表第7記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	2 略												
記 録	1 略	1 条例別表第6サービスの提供の項の右欄第1号の記録は5年間保存すること。																							
作成及び保存	2 条例別表第6記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	2 略																							
記 録	1 略	1 条例別表第7サービスの提供の項の右欄第1号の記録は5年間保存すること。																							
作成及び保存	2 条例別表第7記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	2 略																							
略																									
備考 略																									
別表第7 (第9条関係) 略																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">区 分</td> <td style="width: 40%;">最低基準</td> <td style="width: 50%;">指定基準</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td>1～4 略</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 他の社会福祉施設</td> <td>2 条例別表第7設備</td> </tr> </table>	区 分	最低基準	指定基準	略			設 備	1～4 略	1 略		5 他の社会福祉施設	2 条例別表第7設備	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">区 分</td> <td style="width: 40%;">最低基準</td> <td style="width: 50%;">指定基準</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td>1～4 略</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 他の社会福祉施設</td> <td>2 条例別表第8設備</td> </tr> </table>	区 分	最低基準	指定基準	略			設 備	1～4 略	1 略		5 他の社会福祉施設	2 条例別表第8設備
区 分	最低基準	指定基準																							
略																									
設 備	1～4 略	1 略																							
	5 他の社会福祉施設	2 条例別表第7設備																							
区 分	最低基準	指定基準																							
略																									
設 備	1～4 略	1 略																							
	5 他の社会福祉施設	2 条例別表第8設備																							

備の項の中欄第2号に掲げる設備の一部を設けないことができること。 7・8 略		備の項の中欄第2号に掲げる設備の一部を設けないことができること。 7・8 略	
略		略	
記	1 略	1 条例別表第8サー	1 条例別表第9サー
録	2 条例別表第8記録	ビスの提供の項の右	ビスの提供の項の右
の	の作成及び保存の項	欄第1号の記録は、	欄第1号の記録は、
作	に規定する記録及び	5年間保存するこ	5年間保存するこ
成	前号の記録は、次に	と。	と。
及	掲げる区分に応じ、	2 略	2 略
び	それぞれに定める期		
保	間保存すること。		
存	(1)～(3) 略		
略		略	
備考 略		備考 略	

別表第9 (第11条関係)

区 分	指定基準
従 業 者 の 配 置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数(外部サービス利用型事業所にあつては、(1)及び(3)に定める人数)とすること。 (1) 世話人 常勤換算をして利用者の数を6で除した数以上 (2) 生活支援員 常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上 ア 障害支援区分が区分3に該当する利用者の数を9で除した数 イ 障害支援区分が区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ウ 障害支援区分が区分5に該当する利用者の数を4で除した数 エ 障害支援区分が区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 (3) サービス管理責任者 利用者の数が30以下の場合にあつては1以上、30人を超える場合にあつては利用者の数から30を控除した数を30で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上 2～4 略
設	

別表第10 (第12条関係)

区 分	指定基準
従 業 者 の 配 置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1) 世話人 常勤換算をして利用者の数を10で除した数以上 (2) サービス管理責任者 利用者の数が30以下の場合にあつては1以上、30人を超える場合にあつては利用者の数から30を控除した数を30で除した数(1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上 2～4 略
設	別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこ



<p>9 <u>支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</u></p> <p>10 <u>支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行うこと。</u></p>	
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>サ 1～15 略</p> <p>一 16 <u>利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うこと。</u></p> <p>の 17 <u>障害支援区分の認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する</u>          提 手続について、その者又はその家族において          供 行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて適切な支援を行うこと。</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p> <p>30 略</p> <p>31 略</p> <p>32 略</p> <p>33 <u>利用者について、生活介護を行う事業所等との連絡調整及び余暇活動の支援に努めること。</u></p> <p>34 略</p> <p>35 略</p> <p>36 略</p> <p>37 略</p> <p>38 <u>事業所ごとに、当該事業所の従業者（外部サービス利用型事業所にあつては、サービスの提供を委託した指定居宅介護サービス事業者（以下「受託事業者」という。）の従業者を含む。）によってサービスを提供するこ</u></p>	<p>サ 1～15 略</p> <p>一 16 <u>障害程度区分の認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する</u>          の 手続について、その者又はその家族において          提 行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて適切な支援を行うこと。</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p> <p>30 略</p> <p>31 略</p> <p>32 略</p> <p>33 略</p> <p>34 略</p> <p>35 略</p> <p>36 <u>事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。</u></p>

<p>者 の 配 置</p>	<p>3 従業者の配置の項の中欄、<u>条例別表第6</u> 従業者の配置の項の中欄、<u>条例別表第7</u> 従業者の配置の項の中欄及び<u>条例別表第8</u> 従業者の配置の項の中欄並びに別表第3 従業者の配置の項の中欄、<u>別表第6</u> 従業者の配置の項の中欄、<u>別表第7</u> 従業者の配置の項の中欄及び<u>別表第8</u> 従業者の配置の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～4 略</p>	<p>の配置の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>者 の 配 置</p>	<p>3 従業者の配置の項の中欄、<u>条例別表第7</u> 従業者の配置の項の中欄、<u>条例別表第8</u> 従業者の配置の項の中欄及び<u>条例別表第9</u> 従業者の配置の項の中欄並びに別表第3 従業者の配置の項の中欄、<u>別表第7</u> 従業者の配置の項の中欄、<u>別表第8</u> 従業者の配置の項の中欄及び<u>別表第9</u> 従業者の配置の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2～4 略</p>	<p>の配置の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>
<p>設 備</p>	<p>1 一体的に行う事業に応じ、<u>条例別表第3</u> 設備の項の中欄、<u>条例別表第6</u> 設備の項の中欄、<u>条例別表第7</u> 設備の項の中欄及び<u>条例別表第8</u> 設備の項の中欄並びに別表第3 設備の項の中欄、<u>別表第6</u> 設備の項の中欄、<u>別表第7</u> 設備の項の中欄及び<u>別表第8</u> 設備の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練以外のそれぞれの事業の利用定員の合計が20人以上（<u>第13条</u>に規定する地域において事業を行う事業所にあつては、10人以上）である多機能型事業所は、次に掲げる事業の利用定員をそれぞれ定め</p>	<p>一体的に行う事業に応じ、<u>別表第7</u> 設備の項の右欄及び<u>別表第8</u> 設備の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>設 備</p>	<p>1 一体的に行う事業に応じ、<u>条例別表第3</u> 設備の項の中欄、<u>条例別表第7</u> 設備の項の中欄、<u>条例別表第8</u> 設備の項の中欄及び<u>条例別表第9</u> 設備の項の中欄並びに別表第3 設備の項の中欄、<u>別表第7</u> 設備の項の中欄、<u>別表第8</u> 設備の項の中欄及び<u>別表第9</u> 設備の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練以外のそれぞれの事業の利用定員の合計が20人以上（<u>第14条</u>に規定する地域において事業を行う事業所にあつては、10人以上）である多機能型事業所は、次に掲げる事業の利用定員をそれぞれ定め</p>	<p>一体的に行う事業に応じ、<u>別表第8</u> 設備の項の右欄及び<u>別表第9</u> 設備の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>

		開始の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。			開始の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。
個別支援計画	一体的に行う事業に応じ、条例別表第2個別支援計画の項の中欄並びに別表第2個別支援計画の項の中欄及び別表第6個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。		個別支援計画	一体的に行う事業に応じ、条例別表第2個別支援計画の項の中欄並びに別表第2個別支援計画の項の中欄及び別表第7個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	
サービス提供	一体的に行う事業に応じ、条例別表第3サービスの提供の項の中欄、条例別表第6サービスの提供の項の中欄、条例別表第7サービスの提供の項の中欄及び条例別表第8サービスの提供の項の中欄並びに別表第3サービスの提供の項の中欄、別表第6サービスの提供の項の中欄、別表第7サービスの提供の項の中欄及び別表第8サービスの提供の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	一体的に行う事業に応じ、条例別表第3サービスの提供の項の右欄、条例別表第6サービスの提供の項の右欄、条例別表第7サービスの提供の項の右欄及び条例別表第8サービスの提供の項の右欄並びに別表第3サービスの提供の項の右欄、別表第6サービスの提供の項の右欄及び別表第8サービスの提供の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。	サービス提供	一体的に行う事業に応じ、条例別表第3サービスの提供の項の中欄、条例別表第7サービスの提供の項の中欄、条例別表第8サービスの提供の項の中欄及び条例別表第9サービスの提供の項の中欄並びに別表第3サービスの提供の項の中欄、別表第7サービスの提供の項の中欄、別表第8サービスの提供の項の中欄及び別表第9サービスの提供の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	一体的に行う事業に応じ、条例別表第3サービスの提供の項の右欄、条例別表第7サービスの提供の項の右欄、条例別表第8サービスの提供の項の右欄及び条例別表第9サービスの提供の項の右欄並びに別表第3サービスの提供の項の右欄、別表第7サービスの提供の項の右欄、別表第8サービスの提供の項の右欄及び別表第9サービスの提供の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。
記録作成及び保存	一体的に行う事業に応じ、条例別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第6記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の中欄及び条例別表第8記録の作成及び保存の項の中欄並びに別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、別表第6記録の作成及び保存の項の中欄、別表第7記録の作成及び保存の項の中欄及び別表第8記録の作成及び保存の項の中欄及び別表第9記録の作成及び保存の項の中欄及び別表第9記録の作成及び保存の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	一体的に行う事業に応じ、条例別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第6記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の右欄及び条例別表第8記録の作成及び保存の項の右欄並びに別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、別表第6記録の作成及び保存の項の右欄、別表第7記録の作成及び保存の項の右欄及び別表第8記録の作成及び保存の項の右欄及び別表第9記録の作成及び保存の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。	記録作成及び保存	一体的に行う事業に応じ、条例別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第8記録の作成及び保存の項の中欄及び条例別表第9記録の作成及び保存の項の中欄並びに別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、別表第7記録の作成及び保存の項の中欄、別表第8記録の作成及び保存の項の中欄及び別表第9記録の作成及び保存の項の中欄及び別表第9記録の作成及び保存の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	一体的に行う事業に応じ、条例別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第8記録の作成及び保存の項の右欄及び条例別表第9記録の作成及び保存の項の右欄並びに別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、別表第7記録の作成及び保存の項の右欄、別表第8記録の作成及び保存の項の右欄及び別表第9記録の作成及び保存の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。